

第3次四條畷市文化芸術振興計画

～潤いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくりをめざして～

令和4（2022）－ 令和8（2026）年度

令和4（2022）年 3月



はじめに

2020年から流行を始めた新型コロナウイルスはパンデミックを引きおこし、文化芸術に大きな影響を及ぼしました。特に文化芸術を表現する場が閉じられ、鑑賞体験は不要不急とされたことで、存亡の危機に至ったものさえあります。しかしながら、制限された状況となって改めて文化芸術が私達にとって精神的な刺激や安らぎ、楽しさや感動、そして生きる喜びをもたらしていることを強く感じたところです。また、全ての文化芸術が創造のプロセスであり、感性を育むことから、人間に対し外発的・内発的な気づきをもたらすものであることも再認識致しました。そしてこのような本質的価値が人々の共感を呼び起こし、お互いを尊重して共に生きる社会の基盤を築き、社会全体のウェルビーイングに繋がっていくものとの思いを強めた次第です。

さて、四條畷市では文化芸術が担う意義を認識し、平成24年5月に四條畷市文化芸術振興計画を策定しました。その計画において、文化芸術に対する基本理念および具体的な取組み内容を定め、市民の文化芸術活動の支援に向けて体制整備や環境づくりに取り組んで参りました。また、上位計画にあたる第6次四條畷市総合計画や、四條畷市教育振興基本計画のもと、市長部局と教育委員会が協働して各施策を推進しているところです。今後も市政各分野に掲げる施策との整合性を確保しな

がら市民の自主的・主体的な活動を支援するとともに、市民が生涯にわたり優れた文化芸術に触れ、心豊かな生活を送ることができる文化芸術の薫り高いまちづくりをめざし、文化芸術の振興に結びつく事業の推進に努めて参りますので、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さま方、さらには多大なご協力をいただいた四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会の委員の皆さまに対しまして厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

四條畷市教育委員会 教育長 植田篤司

目次

I	計画策定の背景	1
1	国の文化芸術にかかる動向	1
2	四條畷市の文化芸術をとりまく環境	2
3	四條畷市の文化芸術に係るこれまでの取組みと課題	5
II	基本的な考え方	18
1	計画の理念	18
2	計画の基本方針	19
3	計画の期間	20
4	計画の位置づけ	21
5	計画で取り扱う文化芸術の範囲	21
III	施策の推進体制	23
IV	基本施策	25
1	文化施設の充実	26
2	魅力ある事業の実施	29
3	文化芸術活動への支援	31
4	文化財の保護と活用	34
5	多文化の共生	38

6	人材育成	4 1
7	地域の力を引き出す取組み	4 2
V	用語解説	4 5
VI	資料編	4 9

I 計画策定の背景

I 国の文化芸術にかかる動向

国においては、国民が「心の安らぎ・生活の潤い」という文化芸術に対する多様なニーズの高まりに応えるべく、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定、平成29年6月には、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展および創造に活用しようとするものとなりました。また、平成30年3月には文化芸術基本法に基づき「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—(第1期)」が策定され、今後の文化芸術政策のめざすべき姿や、計画期間中(平成30年度～令和4年度)の基本的な方向性等が示されました。地方公共団体においては、この基本計画を参酌し、地方の実情に応じた「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

平成30年6月には、障がいのある方々に関する文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進

に関する法律」が施行されました。この法律では、基本理念として、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう、障がいのある方々による文化芸術活動を幅広く促進することなどが規定されました。また、地方公共団体の責務として、基本理念に則り、障がいのある方々による文化芸術活動の推進に関して、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが明記されました。

平成31年4月には、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、貴重な文化財の減失・散逸等の防止が喫緊の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、「文化財保護法」が改正され、施行されました。

2 四條畷市の文化芸術をとりまく環境

(1) 歴史

本市には旧石器時代から人々が生活を営んでおり、縄文時代の遺跡をはじめ弥生時代には地域の拠点的な集落が形成されます。古墳時代前期には忍岡古墳（前方後円墳）が造られ、中期から後期には朝鮮半島と関係がある馬飼集団が集落を営みました。また飛鳥時代後期（7世紀後半頃）には正法寺や讚良寺が建立

され、奈良時代になると市内北西部において土地を方形に区画する「条里制」が導入されました。平安時代になるとさらに人々の暮らしに仏教の影響が広まり、京と高野山を結ぶ東高野街道も整備されました。また、この時代に編さんされた『延喜式神名帳』に記載されている式内社である国中神社、御机神社、津杵神社（忍陵神社）が市内に鎮座しています。中世、南北朝時代の正平3年（1348）には、飯盛山麓一帯で南朝の楠正行軍と北朝の高師直軍が戦闘を繰り広げた結果、正行と正時らが討死にしました（四條畷の合戦）。正行と正時の遺骸を埋葬したのが現在の小楠公御墓所と伝えられ、明治23年（1890）に地元の尽力により四條畷神社が創建されました。これらのことから、本市の名称は昭和7年に北河内郡甲可村から北河内郡四條畷村に改称し、小楠公ゆかりの四條畷が継承されました。戦国時代には、三好長慶が飯盛城を拠点に『天下人』として近畿と四国の一部さらにはその外縁部を支配することで政治や文化の中心となりました。また飯盛城下でのキリスト教の布教を許可することで河内にキリスト教が広まり、飯盛城の支城である田原城の城主・田原レイマンも洗礼を受けました。その日本最古のキリシタン墓碑が田原の千光寺跡から出土しています。江戸時代は大坂近郊という立地条件を活かして大坂への舟運がにぎわい、農作物の栽培や水車業、油絞りなどの諸産業が行われました。明治28年には浪速鉄道（現在のJR学研都市線）が片町～四條畷駅間に開通して大阪と直結するようになり、明治3

6年には旧制四條畷中学校（現在の府立四條畷高等学校）が開校され、北河内の教育の中心となりました。昭和22年に四條畷町となり、昭和36年に四條畷町と田原村が合併しました。昭和40年代には急速な都市化が進むなか人口も増加して、昭和45年7月に府内30番目の市として市制が施行されました。

（2）文化芸術に関する取組みの経緯

昭和56年に公民館および市民総合センター、昭和60年に歴史民俗資料館、昭和63年には教育文化センターが開館し、これらの施設を拠点にこれまで多くの文化芸術活動が展開されてきました。

また、市制が施行された翌年の昭和46年には四條畷市文化連盟が発足しました。平成17年4月1日には四條畷市文化連盟から四條畷市文化協会へと組織は発展し、令和3年度現在、民謡連盟、舞踊連盟、書道連盟、食文化連盟、手芸連盟、合唱連盟、子ども文化連盟、茶道連盟、ダンス連盟、伝統文化連盟、詩吟連盟からなる11連盟で構成され、37団体が所属しています。主な活動として、毎年自主事業である「日本伝統芸能夏祭」、「文化の魅力再発見！サマーフェスティバル」の開催や、「文化協会だより」の編集・発行（※市の文化人の把握事業に協力し、「文化芸術を語る」を掲載）など、文化振興に取り組んでいます。

3 四條畷市の文化芸術に係るこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

四條畷市では、第6次四條畷市総合計画において「文化」に関する施策を明らかにし、四條畷市教育振興ビジョンにおいても「文化・芸術の振興」に関する基本的取り組みを策定し、これらに基づく施策の実施を踏まえ、文化芸術活動の推進を図ってきました。今日、多くの文化芸術活動団体、サークル団体、ボランティア団体、個人等の自主的、主体的な活動による多種多様な文化芸術活動が展開され、緑豊かな自然や歴史文化遺産など、四條畷市の特性を活かした地域文化芸術が育まれ、継承され、発展してきました。

また、先人の努力の中から、市民の文化芸術に対する認識も高揚しつつあり、併せて郷土への愛着を育む等、多面にわたり潤いのあるまちづくりが推進されています。

文化芸術に関する主な取り組み

《市民文化祭》：市内の各種文化団体や市民に、作品発表の機会を提供し市民文化活動を助長すると共に、芸術文化の鑑賞の機会をつくり、本市の文化の振興と向上を図ることを目的として実施しています。市民文化祭2020においては、コロナ禍により団体活動が制限されるなか、オンラインによる舞台発表の場が創出されるなど、新たな取り組みが生まれました。

	舞台発表の部	展示の部	模擬店・バザー	ワークショップ
平成29年度	41団体	230点	11団体	8団体
平成30年度	40団体	187点	9団体	7団体
令和元年度	40団体	172点	9団体	5団体
令和2年度	21団体	92点	中止	2団体
令和3年度	26団体	89点	3団体	1団体

※令和2、3年度は感染症拡大防止のため観客数を制限するなどの対策のもと実施しました。

《日本伝統芸能夏祭》：市民に日本の伝統芸能を鑑賞する機会を創出し、高度な技術と良質なパフォーマンスを鑑賞することで市民の文化への関心を高めるとともに、文化振興を目的として開催します。

	内容	参加者数
平成30年度	和楽器演奏や、民謡の披露など	457人
令和元年度	大衆演劇舞踊や殺陣ショー、和楽器演奏の披露	571人
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和3年度	銭太鼓、傘踊り、ソーラン節などの伝統舞踊や 和楽器演奏の披露	252人

※令和3年度は感染症拡大防止のため観客数を制限するなどの対策のもと実施しました。

《文化の魅力再発見！サマーフェスティバル》：文化協会加盟団体による体験型事業で、市民が文化活動を見て、触れて、体験することで、本市の文化芸術活動の普及、振興に寄与することを目的として開催しています。

	体験事業数	人数
平成30年度	体験：13 バザー：8	470人
令和元年度	体験：14 バザー：8	478人
令和2年度	新型コロナウイルス拡大防止のため中止	
令和3年度		

《飯盛城跡国史跡指定》

平成28年度から大東市とともに、現地調査、関係資料調査を実施した結果、城郭史上の貴重な山城跡であることが判明しました。このことから令和2年1月25日に文部科学大臣に対して飯盛城跡の国史跡指定について意見具申書を提出し、令和3年6月18日に開催された国の文化審議会において、「戦国時代の政治、軍事を知るうえで貴重」と評価され、国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申されました。この答申を受けて、文部科学省は文化財保護法第109条第1項の規定に基づき飯盛城跡を史跡に指定した旨を、同条第3項の規定に基づいて令和3年10月11日に告示が行われ、正式に国史跡に指定されました。飯盛城跡の主な周知・広報活動は、以下のとおりです。

飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城」		
	来場者数	開催場所
平成30年度	398人	大東市立歴史とスポーツふれあいセンター 四条体育館
令和元年度	570人	四條畷市市民総合センター市民ホール
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
令和3年度	121人	大東市立キラリエホール

※令和3年度は感染症拡大防止のため観客数を制限するなどの対策のもと実施しました。

シンポジウム 関西城郭サミット		
	来場者数	開催場所
平成29年度	222人	四條畷学園短期大学清風学舎 80周年記念ホール
平成30年度	— (未集計)	
令和元年度	210人	
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
令和3年度		

「続日本100名城」スタンプ押印の来館者数

※平成29年度に公益財団法人日本城郭協会より「続日本100名城」に選定

	来館者数	備考
平成30年度	1,228人	日本全国をはじめ、台湾や韓国、アメリカ、オーストラリアなど諸外国からもご来館がありました。
令和元年度	1,026人	
令和2年度	617人	

《市所有文化財の貸出》

本市の歴史を広く知っていただくために、資料の貸出を行っています。

	主な貸出資料	貸出機関
平成29年度	馬形埴輪、子馬形埴輪、韓式系土器	大阪歴史博物館
	琴を弾く人物埴輪、スリザサラ	下関市立考古博物館
	馬関連の遺物	群馬県立歴史博物館
	奈良井遺跡出土の植物遺体、中野遺跡出土の馬の上顎骨	生駒ふるさとミュージアム
平成30年度	琴を弾く人物埴輪、奈良井遺跡出土の人形土製品等	生駒ふるさとミュージアム

	大上遺跡出土の埴輪、中野遺跡出土の弥生土器、上清滝遺跡出土の和鏡	大阪府立近つ飛鳥博物館
	雁屋遺跡出土の石器	大阪府立弥生文化博物館
令和元年度	田原礼幡キリシタン墓碑	大分県立埋蔵文化財センター
	更良岡山遺跡出土の土偶	尼崎市立田能資料館
	子馬形埴輪	滋賀県立安土城考古博物館
	雁屋遺跡出土の木棺等	大阪府立狭山池博物館
	奈良井遺跡出土遺物	大阪府立近つ飛鳥博物館
	雁屋遺跡出土の土器・石器、中野遺跡出土の青銅製帯金具等	大阪府立近つ飛鳥博物館
令和2年度	馬形埴輪、子馬形埴輪など	メゾンエルメス銀座フォーラム

	中野遺跡・奈良井遺跡・讚良郡条里 遺跡出土の陶質土器・韓式系土器	生駒ふるさとミュージ アム
	奈良井遺跡・中野遺跡出土の馬関連 遺物	宮崎県立西都原考古博 物館
	琴を弾く人物埴輪	徳島市立考古資料館

《公民館フェスティバル》：市立公民館を拠点として文化、芸術、趣味等様々な活動を行っているサークルの成果発表の機会、文化、芸術に触れる相互交流の場、福祉団体や地域住民との交流の場とし、公民館をさらに地域の活動拠点として盛り上げることを目的に、毎年5月第3土・日曜日に開催しています。

《四條畷市吹奏楽祭》：吹奏楽の鑑賞機会拡大や市内中学校、四條畷高等学校、四條畷学園高等学校、大阪電気通信大学、地域で活動する吹奏楽関係団体等の相互交流および中学生の技術向上等支援することを目的に吹奏楽祭を開催しています。

《なわて落語会》：優れた文化・芸術の鑑賞機会拡大と文化意識の高揚を図るため、市民総合センター市民ホールを会場に、四條畷市名誉大使の桂南光氏をはじめ

めとする5人の落語家による落語会を開催し、上方落語に触れる機会としていきます。

《なわて南光亭》：なわて落語会と同様に優れた文化・芸術の鑑賞機会拡大と文化意識の高揚を図ることを目的に、より身近に臨場感あふれる生の落語を堪能できるよう公民館の展示ホールを会場として年2回開催しています。

令和3年度は、桂南光氏の「なわて南光亭さよなら公演」を開催し、以降は桂南天氏を中心とした「なわて南天の会」へと継承しました。

(2) 現状と課題

【文化施策】

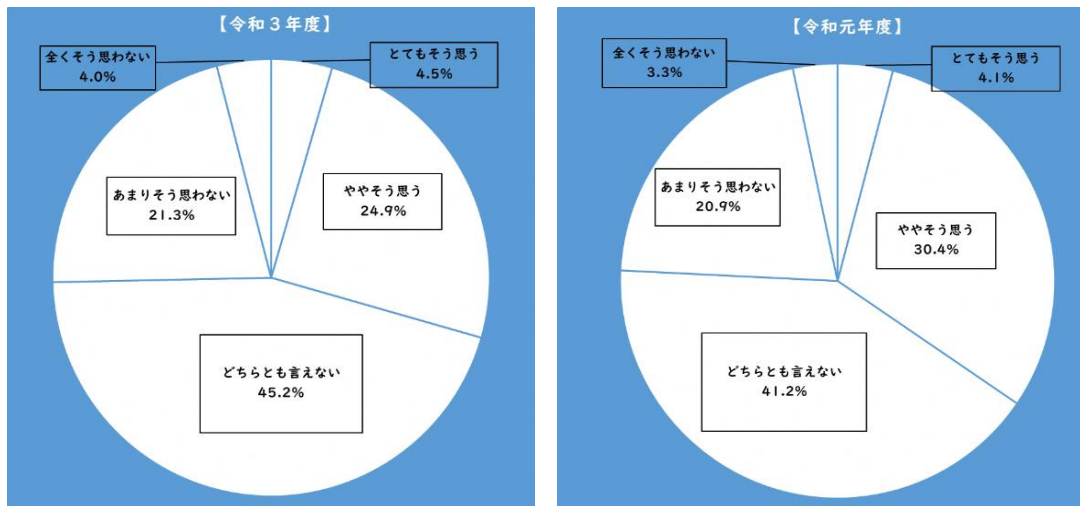
さまざまな取り組みをしている一方で、令和3年度に実施された市民意識調査の中では、「市民講座、文化サークルなどが充実している」という問いに対して「どちらとも言えない」と回答した割合は45.2%にも上っています。このことから、市民のみなさんがより興味や関心をもつことができる取り組みを実施していくことが必要です。そのためには、文化芸術に関する情報を効果的に発信し、市民のみなさんに届けることで認知度を向上させる必要があります。世代にあわせたツールを用いて情報発信するなど、戦略的な情報発信を検討することも

重要な課題です。

また、文化芸術団体の担い手の高齢化や会員数の減少も大きな課題です。若い世代の人材の参画を促進するためにも、活動状況をさまざまな媒体を活用して外部に発信するなど活動の見える化を進めることも必要です。

その他、四條畷市の文化芸術の更なる向上発展を図るために、人材の発掘や活用、有効な情報提供、文化芸術の更なる水準の向上に努めるとともに、活動団体の総合的な組織の整備を図り、市民、活動団体、企業、商店、文化芸術活動家等で連携を図り、一体となって四條畷市の文化芸術振興を推進する体制づくりがこれからの課題として挙げられます。また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため文化芸術関係施設の休館などにより、さまざまな文化芸術活動が困難となりました。新しい生活様式に則り、文化芸術活動を安心して継続していくことができるよう、施設のハード面での対策のみならずICTを活用した取組みなども含めて検討を進めていく必要があります。

●市民意識調査の結果●市民講座、文化サークルなどが充実している



※回答はその他の各質問の回答者数を基礎とした百分率で示し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%になっていません。

令和3年度の調査では「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせた肯定的な意見が29.4%、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせた否定的な意見は25.3%となっており、肯定的な意見が否定的な意見を上回っています。

ただし、「どちらとも言えない」の回答は45.2%と高い割合を占めています。

また、令和元年度と令和3年度の調査を比較すると肯定的な意見は34.5%から29.4%へ5.1%下降しており、「どちらとも言えない」に回答する割合が増加したことがわかります。

市民のみなさんにとって魅力的に感じてもらえる市民講座企画や文化サークルについての情報発信がこれまで以上に必要です。

文化団体や施設定期利用団体の状況

	平成28年度	令和3年度
四條畷市文化協会	14連盟(48団体)	11連盟(37団体)
公民館定期利用団体数	86団体	77団体
教育文化センター 定期利用団体数	27団体	24団体

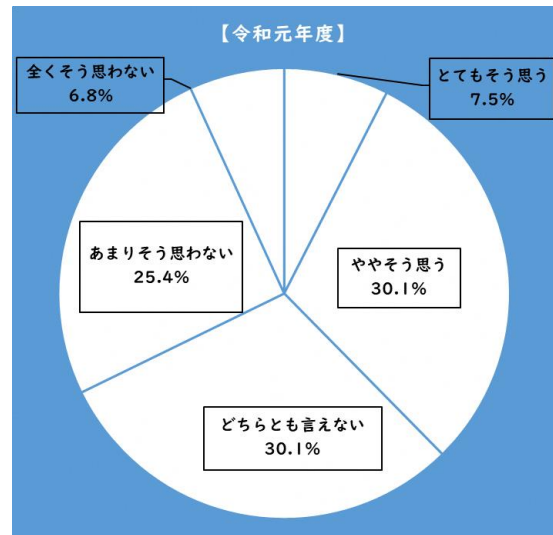
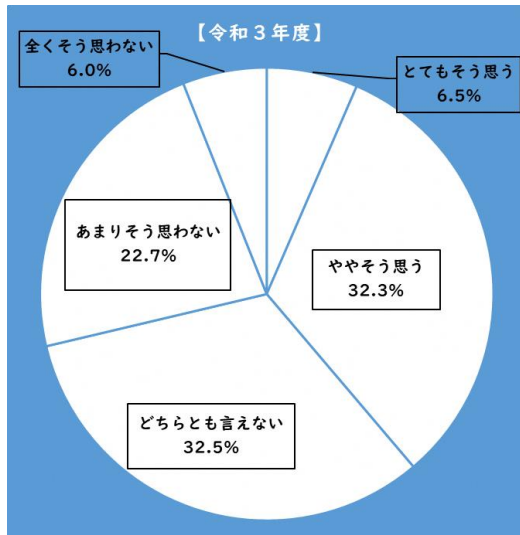
【文化施設】

市民の活動拠点となっている公民館および市民総合センターは昭和56年に建築され、40年経過しています。また、教育文化センターは昭和49年に建築されたなつめ幼稚園の閉園後に施設を利活用し、昭和63年から教育文化センターとして市民の利用に供していますが、耐震性などに課題があります。

施設の維持管理については、だれもが利用しやすい施設環境の整備を考えるとともに、施設管理運営にかかるトータルコストの縮減・平準化を図っていくことが重要であることから、老朽化具合等を把握のうえ、優先順位付けを行い、計画的な修繕等を行っていくことが必要です。

なお、公民館や市民総合センターおよび教育文化センターを含む15施設の今後のあり方については、学識経験を有する者や公共施設の関係団体の代表者、市民などで構成する四條畷市公共施設再編検討会において、中長期的な視点に立った適正な公共施設の配置や規模などに関して多角的に議論が進められ、令和4年2月14日に市長へ報告書が提出されました。今後は、報告書の内容を参酌して、四條畷市個別施設計画【公共施設】の改訂を検討していくため、これら計画の改訂内容と連携を図りながら、社会教育施設全般の整備計画を検討してまいります。

●市民意識調査の結果●公民館、図書館などの文化施設が充実している



※回答はその他の各質問の回答者数を基礎とした百分率で示し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%になっていません。

令和3年度の調査では、「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせた肯定的な意見が38.8%、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせた否定的な意見は28.7%となっており、肯定的な意見が否定的な意見を上回っています。

また、令和元年度と令和3年度の調査を比較すると、肯定的な意見は37.6%から38.8%へ僅かながらではありますが上昇がみられます。一方、否定的な意見は32.2%から28.7%と推移しており、3.5%減少しています。

施設を快適にご利用いただき、肯定的な意見を増やすため、引き続き、計画的に施設の修繕等を実施し、維持更新を図ることが必要です。

Ⅱ 基本的な考え方

Ⅰ 計画の理念

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心をつなぎ、多様性を受け入れる豊かな感性を育みます。また、これまで培ってきた歴史や伝統を受け継ぎ、文化を継承し創造していくことは、地域の魅力を育むとともに、人々の心のよりどころとして地域社会を支えるものです。

四條畷市では、計画の理念を次のとおりと定め、将来にわたって継続性を持たせながら着実に推進します。

潤いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくり

2 計画の基本方針

計画の理念に則り、具体的な5つの基本方針を掲げます。

①文化芸術活動を行う市民の自主性、創造性を十分尊重し、文化芸術活動が活発に行われるまちづくりをめざします。

②四條畷市の地域性、特性を活かした文化芸術が創造されるまちづくりをめざします。

③市民が身近に優れた文化芸術に触れ、参加、活動する中で心の安らぎ、生活の潤い、生きがいを実感し、住み続けたいと思うまちづくりをめざします。

④地域に根差した文化芸術を通して、郷土愛や人と人とのつながりを醸成し、文化芸術の薫り高いにぎわいのあるまちづくりをめざします。

⑤市民への文化芸術に係る細やかな情報提供に努め、市民の文化芸術に対する関心、意欲の高揚を図り、活動（鑑賞、参加、創造）が活発に行われるまちづくりをめざします。

【コラム①：SDGsと文化芸術】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。文化芸術の振興は、持続可能な17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」のゴール達成に寄与するものです。

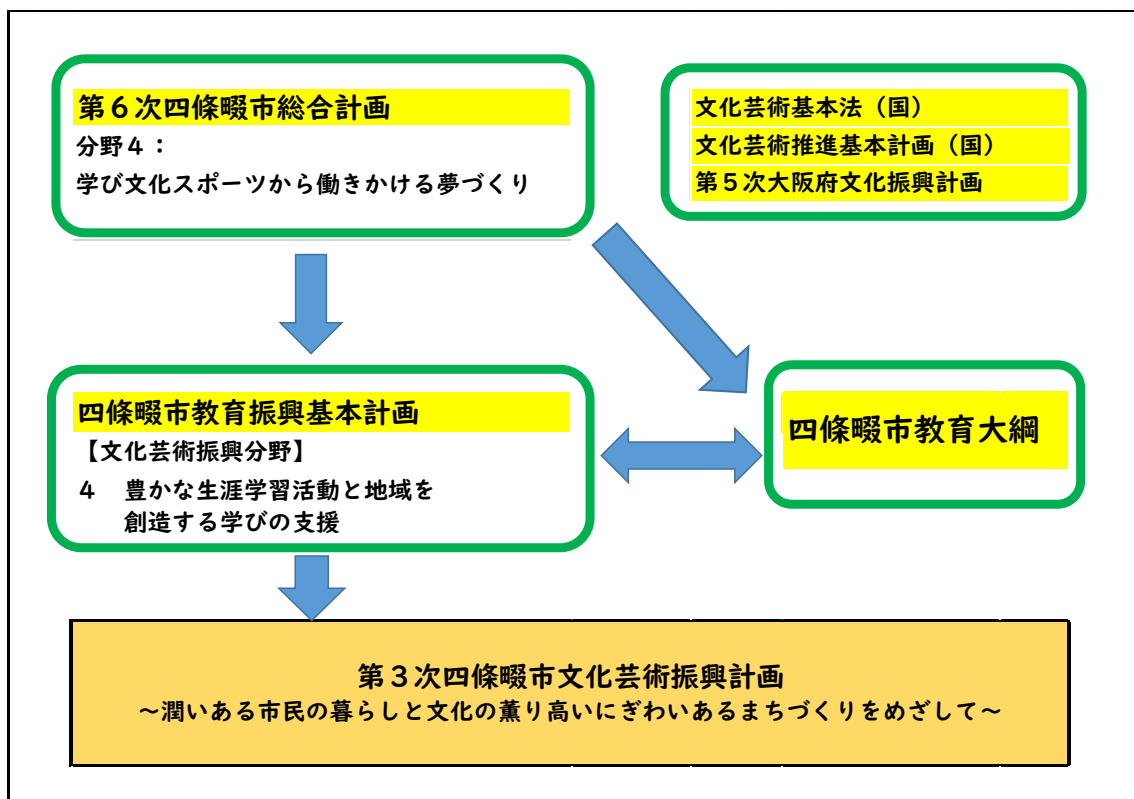


3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年計画とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の位置づけ

本計画は、国の文化芸術基本法および文化芸術推進基本計画を踏まえるとともに、本市のまちづくりの総合的指針である第6次四條畷市総合計画および四條畷市教育振興基本計画を上位計画とし、四條畷市教育大綱とも整合性のある計画とします。



5 計画で取り扱う文化芸術の範囲

文化芸術は広範におよぶことから、本計画で取り扱う文化芸術の範囲は、国の文化芸術基本法のなかで文化振興の対象とされている以下の分野とします。

芸術

- ・ 文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸等）、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

メディア芸術

- ・ 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能

- ・ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他のわが国の古来の伝統的な芸能

芸能

- ・ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能

生活文化

- ・ 茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化

国民娯楽

- ・ 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

出版物等

- ・ 出版物およびレコード等

文化財等

- ・ 有形・無形の文化財等ならびにその保存技術

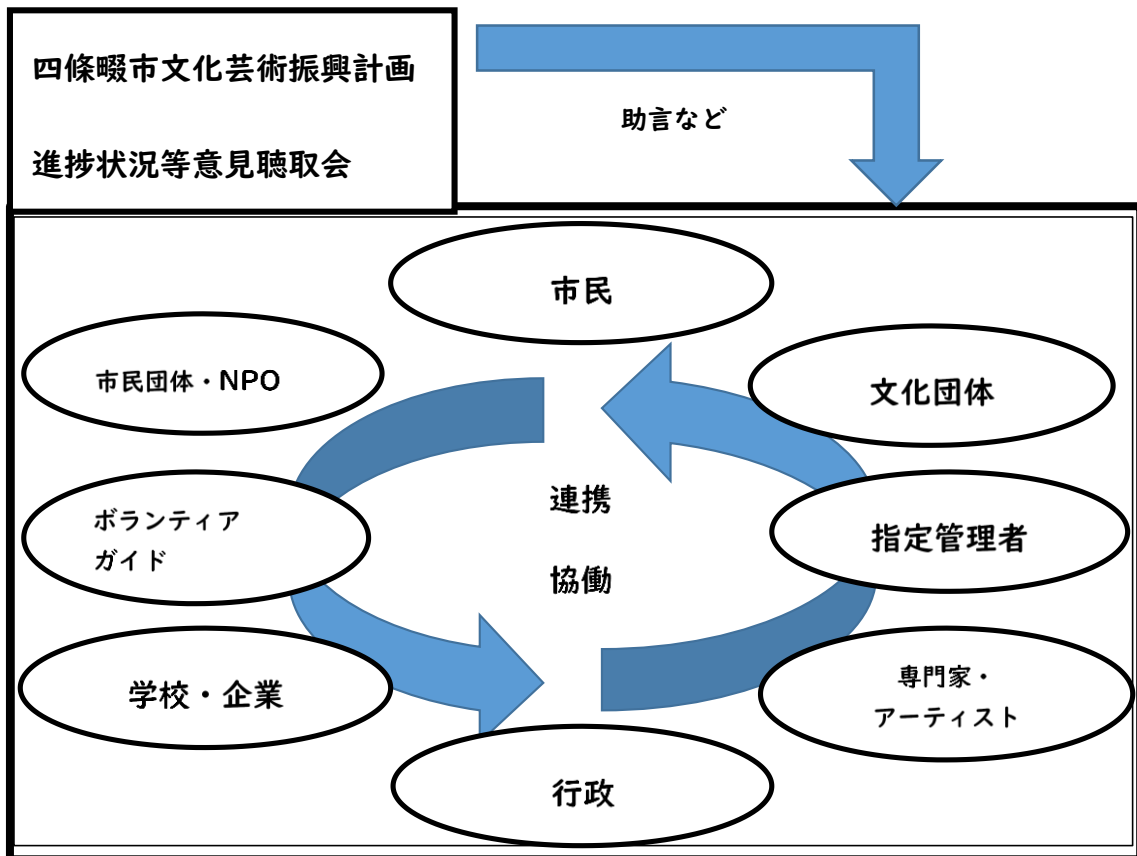
地域における文化芸術

- ・ 地域固有の伝統芸能、民俗芸能

Ⅲ 施策の推進体制

取り組むべき施策の基本方針に示す各事業を中心に、四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会のご意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく、実効的な計画推進を図ります。

また、文化芸術の振興にあたっては、文化芸術基本法第2条において「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮」することが規定されました。本市においても、文化芸術と各関連分野が有機的な連携が図られるよう、庁内関係部局における情報共有や連携強化のもと、施策を推進します。



【コラム②：指定管理者とは】

平成15年に地方自治法の一部改正が行われ、公共的な施設の管理・運営について、公益法人や民間事業者、NPOなどの有するノウハウや自由な発想を活かすことにより、利用者へのサービス向上、経費の節減などを旨とする指定管理者制度が創設されました。指定管理者制度では地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理するもので、指定管理者の範囲として特段の制約を設けておらず、従来の管理委託制度と異なり門戸が広くなりました。

本市では、市民総合センターや教育文化センター、歴史民俗資料館などで指定管理者制度が導入されています。

IV 基本施策

理念および基本方針に沿った取組みを進めるにあたり、7つの基本施策および紐づく具体の項目を定めます。

基本施策	項目
1 文化施設の充実	(1) 文化施設の整備および環境づくり
	(2) 市の文化財、文化芸術作品の公開・展示
2 魅力ある事業の実施	(1) 文化芸術に関する事業の実施
	(2) 文化芸術に関する講座の実施
3 文化芸術活動への支援	(1) 情報提供および支援
	(2) 高齢者、障がい者の文化芸術活動の支援
	(3) 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実
	(4) 魅力ある情報発信
4 文化財の保護と活用	(1) 歴史的文化遺産の保存・活用
	(2) 歴史的文化遺産を活かした観光の促進
5 多文化の共生	(1) 多文化理解
	(2) 友好都市との文化交流
6 人材育成	(1) 文化人の把握
	(2) 職員への啓発
7 地域の力を引き出す取組み	(1) 文化芸術活動における連携・協働
	(2) ボランティアの活用
	(3) 文化芸術活動に関する表彰

また、各項目のうち以下の3つの項目を第3次計画の重点項目とし、本市の地域性や特性を活かした独自の文化芸術振興を図ります。なお、3つの重点項目については特に目標数値を掲げ客観性を重視した評価基準に基づき進捗管理を行うこととします。

※組織機構改革に伴い、令和4年4月1日以降の課名を記載しています。

重点項目① 基本施策1 文化施設の充実

【(1) 文化施設の整備および環境づくり】

重点項目② 基本施策2 魅力ある事業の実施

【(1) 文化芸術に関する事業の実施】

重点項目③ 基本施策4 文化財の保護と活用

【(1) 歴史的文化遺産の保存・活用】

加えて、計画に掲げた各施策を達成できるよう、取組みの主体として項目ごとに担当課を定めます。

基本施策1 文化施設の充実

(1) 文化施設の整備および環境づくり **重点項目**

①文化芸術活動を行う市民にとって、活動場所の確保は極めて大きな課題です。

市民の文化芸術活動の活性化および活動意欲の醸成を図るため、各施設指定管理者等と連携のもと、利用者の利便性の向上や既存の文化施設の更なる整備、拡充に努めます。

②老朽化した文化施設については、だれもが利用しやすい施設環境の整備を考えると同時に、施設管理運営にかかるトータルコストの縮減・平準化を図ります。

文化施設における具体の整備計画については、四條畷市個別施設計画【公共施設】
で今後のあり方を示したのちに検討してまいります。

③文化施設やその他の公共施設において文化芸術の視点を取り入れた展示や
掲示の工夫・充実に努め、文化芸術の薫りが感じられる環境づくりを行います。

(2) 市の文化財、文化芸術作品の公開・展示

①市民が利用する文化施設やその他の公共施設において、文化財や文化芸術
作品に気軽に触れ、親しむことができるよう本市の文化財、文化芸術品の公開、
展示に努めます。

項目	主体（担当課）
(1) 文化施設の整備および環境づくり【重点項目】	
①各施設指定管理者等と連携した既存の文化施設の整備、拡充	文化・公民館振興課
②老朽化した文化施設について、施設環境の整備を考えるとともに、施設管理運営にかかるトータルコストの縮減・平準化を図り、整備計画を検討する	文化・公民館振興課
③文化施設およびその他の公共施設内での積極的な文化芸術作品の展示の実施や、より魅力的な掲示の工夫・充実	文化・公民館振興課

(2) 市の文化財、文化芸術作品の公開・展示	
①文化施設およびその他の公共施設内で、市内で出土した市の文化財や、市民や市内団体の文化芸術作品の公開・展示	スポーツ・文化財振興課、文化・公民館振興課

- 基本施策Ⅰ・文化施設の充実にかかる主な取組み実績**
- ◆市民総合センターエレベーター更新
 - ◆市民総合体育館や市民総合センターでの文化財展示
 - ◆市民総合センターでの公民館サークル等作品展示

★重点項目の数値目標★

<p>基本施策Ⅰ 文化施設の充実 (1) 文化施設の整備および環境づくり</p> <p>市民意識調査：</p> <p>「公民館、図書館などの文化施設が充実している」の肯定的意見の割合の向上</p> <p>※令和3年度の数値の5%にあたる1.94%の向上を令和8年度の目標数値としています。過去3年間の市民意識調査では、肯定的意見の割合が微増を続けています。今後も継続的な向上をめざして目標を設定しています。</p> <p>令和元年度：37.6% → 令和2年度：38.0% → 令和3年度：38.8%</p>	
令和3年度	令和8年度目標
38.8%	40.7% ※小数第2位四捨五入

基本施策2 魅力ある事業の実施

(1) 文化芸術に関する事業の実施

重点項目

①文化芸術事業は、文化芸術活動を行う市民にとって、活動意欲の向上に繋がる発表機会となり、文化芸術に馴染みがない人でも、気軽に参加、交流できる場となるため、市民誰もが自由に参加できる魅力ある事業を実施します。また、既存事業の主旨や方向性を再確認し、より多くの市民に楽しんでもらえるよう創造的統合を図るなど事業内容の改善に努めます。

(2) 文化芸術に関する講座の実施

①落語などの芸能をはじめ、学習講座、教養講座、講演会、研修講座等を開催し、市民の誰もが気軽に参加できる文化芸術に関する講座の実施を促進します。

②四條畷市の特色ある地域文化を学ぶ講座を開催し、市民としての誇りや郷土愛の醸成を図ります。

項目	主体（担当課）
(1) 文化芸術に関する事業の実施【重点項目】	
①市民が気軽に参加（参加、発表、交流）できる文化芸術事業の新たな検討・実施、および市民文化祭や公民館フェスティバル、オープンサークル等の既存の事業内容の改善	文化・公民館振興課、 地域振興課

(2) 文化芸術に関する講座の実施	
①文化芸術に関する講座（落語・学習・教養・研修・講演会等）の実施	文化・公民館振興課
②四條畷市の地域文化を学ぶ講座の実施	スポーツ・文化財振興課、文化・公民館振興課

基本施策2・魅力ある事業の実施にかかる主な取り組み実績

◆市民文化祭や公民館フェスティバル、公民館オープンサークル、その他各種講座を開催

◆ボランティアガイドによる歴史遺産や自然をめぐるハイキングを実施

★重点項目の数値目標★

基本施策2 魅力ある事業の実施 (1) 文化芸術に関する事業の実施

市民意識調査：

「市民講座、文化サークルなどが充実している」の肯定的意見の割合の向上

※令和3年度の数値の5%にあたる1.47%の向上を令和8年度の目標数値としています。過去3年間の市民意識調査では、肯定的意見の割合が減少を続けています。要因には新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動への影響があると見込まれます。今後のコロナ禍の影響を鑑みつつ、緩やかながら着実な回復をめざし目標を設定しています。

令和元年度：34.5% → 令和2年度：31.8% → 令和3年度：29.4%

令和3年度	令和8年度目標
29.4%	30.9% ※小数第2位四捨五入

基本施策3 文化芸術活動への支援

(1) 情報提供および支援

①市民の文化芸術活動に、有益な情報を関係団体や市民に情報提供するほか、会場提供等の支援に努めます。また、文化芸術活動に対する財政上の支援として、財源の確保に努めます。

(2) 高齢者、障がい者の文化芸術活動の支援

①高齢者、障がい者が文化芸術活動に進んで参加できるように障がいに応じた配慮（手話、要約筆記など）、支援に努めます。

②高齢者、障がい者の発表の場、機会の拡充を図ります。

③全ての人々が文化施設をスムーズに利用できるようバリアフリー化を進めます。

(3) 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実

①青少年の文化芸術に対する興味、関心を高められるよう、情報提供や啓発などの支援を積極的に行うなかで、文化活動への参加を促し、青少年の豊かな心や個性を育みます。

②幼児期から優れた文化芸術に直接触れることは、感性や創造性を育む上からも重要であるため、幼児対象の文化芸術事業の企画、実施を積極的に取り組みます。

③学校教育において、児童生徒が優れた芸術に触れる機会をもつことは必要と

の認識から、児童生徒に有益な文化芸術の情報提供を行うとともに、各小中学校への支援を行います。

④児童生徒が文化芸術を直接体験しながら学習できる機会を拡充するため、各小中学校における文化施設の活用およびその支援に努めます。

(4) 魅力ある情報発信

①市内の文化芸術に係る情報（文化施設・所在地、活動団体、活動内容など）やイベント開催情報を収集し、広報誌・ホームページ・チラシ・市公式 SNS など効果的な手段を用いて魅力ある情報発信を行います。

②四條畷市の看板となるような本市独自の魅力を積極的に発信します。

項目	主体（担当課）
(1) 情報提供および支援	
①文化芸術活動に有益な情報を関係団体や市民に情報提供するほか、会場提供等の支援を行う。また、財源確保に努める。	文化・公民館振興課
(2) 高齢者、障がい者の文化芸術活動の支援	
①文化芸術活動に進んで参加できるよう障がいに応じた配慮（手話、要約筆記など）、支援を行う	文化・公民館振興課、 高齢福祉課、障がい福祉課

<p>②高齢者や障がいのある人が気軽に参加できる文化芸術事業や発表機会の拡充</p>	<p>文化・公民館振興課、 高齢福祉課、障がい福祉課</p>
<p>③文化施設におけるバリアフリートイレ、スロープや手すりの設置等</p>	<p>文化・公民館振興課</p>
<p>(3) 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実</p>	
<p>①青少年の文化芸術活動に関する情報（チラシ・ポスター等）を関係団体や学校等に共有することによって啓発、支援を行う</p>	<p>青少年育成課、文化・公民館振興課</p>
<p>②幼児対象の文化芸術事業の企画、実施を積極的に支援する</p>	<p>文化・公民館振興課、 子ども政策課、保育所、認定こども園</p>
<p>③児童生徒が文化芸術に触れる機会の確保および情報提供</p>	<p>学校教育課、各小中学校、青少年育成課、 文化・公民館振興課</p>
<p>④児童生徒への市の文化施設の活用支援</p>	<p>学校教育課、各小中学校、文化・公民館振興課</p>

(4) 魅力ある情報発信	
①市内の文化芸術活動にかかる情報の収集および効果的な情報発信（広報誌・市HP・チラシ・市公式YouTube・SNS等）を行う	文化・公民館振興課、 企画広報課、地域振興課
②四條畷市独自の魅力を市公式YouTubeやSNSを使って積極的に発信する	文化・公民館振興課、 企画広報課

基本施策3・文化芸術活動への支援にかかる主な取組み実績

- ◆市公式YouTubeへの動画配信（市民文化祭2020）や市HPにて飯盛城跡国史跡指定にかかる特設ページを開設
- ◆市内の社会福祉法人に市民文化祭への参加を依頼し、文化芸術に触れる機会を創出
- ◆放課後子ども教室で茶道などの伝統文化に触れる機会の創出

基本施策4 文化財の保護と活用

(1) 歴史的文化遺産の保存・活用 重点項目

①四條畷にある多種多様な有形・無形の歴史的文化遺産は本市の貴重な財産です。市民がこれらに触れ、理解を深める機会の創出に努めることにより、郷土愛および郷土の誇りを育みます。特に、令和3年度には飯盛城跡が国史跡指定とな

り、市の内外にその魅力をひろくPRしてまいります。

②貴重な歴史的文化遺産の保存については、専門家による専門的な措置を講じ、適切な場所で慎重にその保存を行い、次世代への継承に努めます。飯盛城跡については、史跡の保存活用に関する取組みを進めます。

③歴史民俗資料館において、歴史的な資料の収集・保存に努めるとともに、市民が貴重な歴史的文化遺産に触れる機会として、魅力ある展示や講演会、企画展などの様々な事業の実施により、市民の郷土愛の醸成を促します。

④学校教育と連携を図り、歴史民俗資料館を活用した体験学習、郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業などを実施することにより、児童生徒が、四條畷市の歴史文化に触れ、理解を深め、郷土愛や郷土の誇りを育む機会の拡充に努めます。

⑤四條畷の歴史や民俗を調査・研究し、活字資料として残すため、そして成果を有効活用してもらうことにより郷土愛を醸成するために、市史の編さんを進めます。

⑥四條畷市の風土の中で生まれ、受け継がれてきた盆おどりや各地区の神社で執り行われる禮大祭に係るだんじり祭りなどの伝統芸能、伝統行事は本市の歴史そのものであり、次世代に引き継いでいく責務があります。そのためにもそれぞれの保存会などと連携し、後継者の育成とともに、その保存、継承に取り組

みます。

(2) 歴史的文化遺産を活かした観光の促進

①四條畷市産業振興ビジョンの基本方針に基づき、四條畷市の貴重な歴史的
文化遺産や伝統行事について、広報誌やホームページなどにより市内外へ
積極的に情報発信を行います。また、魅力的なパンフレットやチラシなどを作成
し、市外からも多くの人々が本市を訪れるように積極的な啓発およびPRにより、
観光振興を進めます。

②歴史的文化遺産を観光促進に活かすため、歴史的文化遺産めぐりの案内板や
説明板などの適切な場所への設置、史跡めぐりルートの整備を行います。また、
ボランティアガイド団体との連携を図るなど環境整備を行うことにより、観光
の景観づくりを実現します。

項目	主体（担当課）
(1) 歴史的文化遺産の保存・活用 【重点項目】	
①文化遺産に触れる機会の創出	スポーツ・文化財振 興課
②文化遺産の保存と継承、国史跡飯盛城跡保存活用の 推進	スポーツ・文化財振 興課
③歴史民俗資料館での多様な事業の実施（展示、講演	スポーツ・文化財振

会、企画展等)	興課
④各小中学校における歴史民俗資料館の活用および郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業の実施、出前講座の活用検討	スポーツ・文化財振興課、学校教育課、各小中学校
⑤四條畷市史の編さんの推進	スポーツ・文化財振興課
⑥伝統芸能・伝統行事の担い手の育成および保存・継承	スポーツ・文化財振興課、地域振興課
(2) 歴史的文化遺産を活かした観光の促進	
①市の歴史的文化遺産や伝統行事について積極的に情報発信を行い観光振興に努める(広報誌・市HP・市公式YouTubeやSNS・パンフレット・チラシなど)	スポーツ・文化財振興課、地域振興課
②歴史的文化遺産を活かすため、環境整備に努める(案内板、説明版、史跡めぐりルート整備・拡充、ボランティアガイド団体との連携)	スポーツ・文化財振興課、地域振興課

基本施策4 文化財の保護と活用にかかる主な取組み実績

◆市史第6巻民俗編の刊行

◆飯盛城跡の国史跡指定

◆小学校における郷土教育副読本を活用した授業づくり

★重点項目の数値目標★

基本施策4 文化財の保護と活用 (1) 歴史的文化遺産の保存・活用

文化財に関する講座等の開催件数および情報の発信回数(さまざまな媒体を通じて文化財情報を発信し、親しむ機会を創出)

	令和2年度	令和8年度目標
講座等の開催件数	4回	8回
情報の発信回数	10回	20回

基本施策5 多文化の共生

(1) 多文化理解

①本市には20カ国余の外国人が在住されています。国籍、民族、言語、生活様式などによる多様な文化を尊重し合い、多文化共生社会の実現を図るため、日本語教室や識字学級の活動を通して、多文化理解および国際交流を促進します。

②日本語教室や識字学級以外においても、市民へ多文化共生の意識の醸成を図

るため、情報提供および各種講座・事業を実施し多文化理解・国際交流の促進に努めます。

③各小中学校においては、互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進に向け、多文化理解や国際交流を促す教育の充実を図ります。

(2) 友好都市との文化交流

①友好都市紀北町の伝統芸能や史跡、地域文化等を市民に紹介し、紀北町に対する理解を深めます。また、イベント情報などを交換し両市の交流を促すことにより、互いの魅力を引き出し文化芸術の振興に努めます。

②国際友好都市メアブッシュ市の情報提供を行い、市民に周知を図ります。また、ドイツおよびメアブッシュ市に対する理解や文化交流を深められる事業を実施します。また、各小中学校において、多文化理解のきっかけとなるようメアブッシュ市との文化交流を支援します。

項目	主体（担当課）
(1) 多文化理解	
①日本語教室や識字学級等を通じた多文化理解・国際交流の促進	文化・公民館振興課
②日本語教室や識字学級以外において多文化理解・国際交流の意識の醸成を図るため各種講座や事業を実施	文化・公民館振興課、 地域振興課

する	
③各小中学校において児童生徒の多文化理解・国際交流を促す教育の充実を図る	学校教育課、各小中学校
(2) 友好都市との文化交流	
①友好都市・紀北町との文化交流の促進 (紀北町の文化を紹介、イベント等の情報交換、市民の交流支援など)	地域振興課
②国際友好都市・メアブッシュ市との文化交流の促進 (ドイツおよびメアブッシュ市の文化を紹介、市民などの交流支援など)	地域振興課

基本施策5 多文化の共生にかかる主な取組み実績

- ◆公民館での国際理解講座の実施
- ◆各小中学校において、ゲストティーチャーによる多文化理解、多文化共生の授業を実施
- ◆なわてオクトーバーフェストでの国際友好都市啓発ブースの設置
- ◆メアブッシュ市との絵画交流事業の実施

基本施策6 人材育成

(1) 文化人の把握

①老若男女問わず文化芸術の様々な分野で活動している四條畷市にゆかりのある文化人について幅広く把握を進めるとともに、文化芸術に関する市事業への参画・連携を促し本市の文化芸術活動の基盤の拡充を図ります。

(2) 市職員および関係機関への啓発

①文化芸術を振興する上で、市職員の意識・意欲の醸成が求められます。市職員に文化芸術に関する情報提供を行うとともに、様々な施策に文化芸術の視点を取り入れられるよう啓発に努めます。また、関係機関等とも連携し、文化芸術に携わる人材の育成に努めます。

項目	主体（担当課）
(1) 文化人の把握	
①庁内各課や市民とのネットワークを活かし、文化芸術に携わる文化人の把握を進め、文化芸術に関する市事業への参画・連携を促進する	文化・公民館振興課
(2) 市職員及び関係機関への啓発	
①市職員への文化芸術振興に対する情報提供および意識の啓発	文化・公民館振興課

②関係機関等との連携による文化・芸術に携わる人材の育成	
-----------------------------	--

基本施策6 人材育成にかかる主な取組み実績

- ◆なわて伝統文化教室を全校児童生徒に周知
- ◆四條畷市の文化人にインタビューを行い文化協会だよりに掲載

基本施策7 地域の力を引き出す取組み

(1) 文化芸術活動における連携・協働

①本市の文化芸術振興については、地域の文化活動を熟知した四條畷市文化協会を中心に推進しています。また、文化芸術は、プロアマ問わず文化芸術活動団体や個人、地域、企業、教育機関などの様々な主体が交流することにより広がり、発展し、豊かになっていくことから、事業の実施に際しては、各主体の連携・協働を促し、それぞれの特性を相互補完しながら、本市の文化芸術を地域とともに作りあげていきます。

(2) ボランティアとの連携

- ①文化芸術に関する事業に、意欲のあるボランティアと積極的に連携します。
- ②自分の知識や技能をボランティア活動に活かせる登録制度として、生涯学習ボランティア制度を実施しています。特に、団塊の世代が持つ豊富な経験・知識・

技術などを若い世代に継承していくことは重要であり、多様化する市民ニーズに
 応えられるよう、さらなる制度の周知・啓発を行い、登録の拡充を図ります。

(3) 文化芸術活動に関する表彰

①文化芸術活動において、特に功績が顕著な個人・団体に対し奨励賞を授与し表
 彰することにより、本市の文化活動の振興、発展を促進します。

項目	主体（担当課）
(1) 文化芸術活動における連携・協働	
①文化芸術に関する事業において、プロアマ問わず、地域の様々な主体（文化芸術活動団体、個人、地域、企業、教育機関等）の文化交流および連携・協働を促進する	文化・公民館振興課、 地域振興課
(2) ボランティアとの連携	
①文化芸術に関わる事業に意欲あるボランティアと積極的に連携する	文化・公民館振興課
②生涯学習ボランティア制度の周知・啓発および登録の拡充を図る	文化・公民館振興課
(3) 文化芸術活動に関する表彰	
①文化芸術活動等に特に優れた功績があった個人・団	スポーツ・文化財振

体の表彰	興課
------	----

基本施策7 地域の力を引き出す主な取り組み実績

- ◆なわてボランティアガイド「ゆずりは」と連携し、講座を開催
- ◆市民文化祭を通じ多様な団体が日ごろの成果を発表するとともに、団体相互の交流を促進
- ◆文化奨励賞を贈呈し、文化活動を振興

V 用語解説

●文化芸術基本法

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。(平成13年12月7日施行)

●文化芸術推進基本計画

—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる— (第1期)

新しい文化芸術基本法の下、文化芸術の「多様な価値」、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」の実現や、地方文化芸術推進基本計画の策定に努めるよう推進している。

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術が、障害の有無に関わらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすも

のであることに鑑み、文化芸術基本計画及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

●文化財保護法

有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群に分類されている文化財の保存と活用を図ることにより、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として制定された法律。

●四條畷の合戦

南北朝時代の正平3年（1348）1月5日に飯盛山麓一帯で、楠正行が率いる南朝軍3千と足利尊氏に家臣高師直が率いる北朝軍6万の大軍が繰り広げた戦いで、夕刻には勝敗が決し、正行・正時兄弟など一族が戦死した。その遺骸が葬られた場所が、現在の小楠公墓所。この戦いで戦死した正行・正時や24人の烈士を祀るため、明治23年（1890）に四條畷神社が創建された。

●三好長慶

大永2年(1522)に阿波国芝生城(徳島県三好市)で生まれたと伝わる戦国大名。

永禄3年(1560)に芥川山城(高槻市)から飯盛城へ拠点を移し、京を含め当時

「天下」と呼ばれていた畿内とその周辺の国々を治めた。城内で「連歌の会」を

催すなど飯盛城は、政治・経済・文化の中心地であった。永禄7年(1564)、長

慶は城中で没し、その死は秘されて御体塚郭に仮埋葬されたと伝わる。

飯盛城跡は、「我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や城郭

の形成過程を知るうえで貴重な山城跡」と評価され、令和3年10月11日に国

史跡に指定された。

●田原レイマン

上田原に所在する田原城は、鎌倉時代頃からの国人領主田原氏の城跡。戦国時代

末期には、飯盛城の東側を守る支城として機能していたと考える。田原城主の菩

提寺である千光寺跡から出土したキリシタン墓碑には「天正九年辛巳 礼幡

八月七日」と刻まれている。天正2年(1574)に「田原の城主が改宗した」、天

正3年(1575)に「他の河内キリシタン城主とともに田原レイマンが織田信長に

会った」との宣教師の記録から、この墓碑の人物は「田原礼幡(レイマン)」と

判断できる。この墓碑は、国内で確認されている190数例のキリシタン墓碑の

うち最古のものであり、発掘調査による考古資料と文献史料に登場する人物が一致する唯一の事例であることから、大阪府有形文化財に指定されている。

● I C T (Information and Communication Technology)

日本語では、「情報通信技術」と訳され、コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。

VI 資料編

四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会開催要綱

(目 的)

第1条 四條畷市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）に係る計画の内容の見直し及び進捗状況等の確認を行うにあたり、市民等から広く意見を聴取し、その意見を今後の文化芸術振興施策の参考とするため、四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開催する。

(委 員)

第2条 意見聴取会は、15人以内の委員が参加する。

2 委員は、次に掲げる者から選任する。

(1) 文化芸術及び文化財に関し識見を有する者

(2) 文化芸術活動を行う団体の代表者

(3) 市職員

(4) 市民

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(意見聴取会)

第4条 意見聴取会は、教育長が招集する。

2 教育長は、前条の規定により聴取する意見を調整し、意見聴取会を円滑に進行させるため、会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

4 教育長は、意見聴取会の運営上必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 意見聴取会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習推進課が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会構成委員

令和3年6月1日～令和5年5月31日

NO	名前	所属等	選出区分
1	かつきよしひろ 香月欣浩	四條畷学園短期大学准教授	文化芸術及び文化財に関し 識見を有する者
2	かないりょうすけ 金井良輔	彫刻家・四條畷高校美術講師	文化芸術及び文化財に関し 識見を有する者
3	ながいみつこ 長井光子	市文化財 保護審議会委員	文化芸術及び文化財に関し 識見を有する者
4	やまぐちくみこ 山口久美子	市文化協会会長	文化芸術活動を行う 団体の代表者
5	おおとしひろこ 大年弘子	市公民館利用 サークル連絡会 会長	文化芸術活動を行う 団体の代表者
6	さきやまひとみ 崎山仁美	公募市民	市民
7	はやしくみこ 林久美子	公募市民	市民
8	もりもとゆかり 森本由香里	四條畷市総合政策部 魅力創造室課長	市職員
9	やまもとよしひろ 山本良弘	四條畷市市民生活部長 (地域協働課長事務取扱)	市職員
10	すずきしんいち 鈴木信一	四條畷市市民生活部 産業振興課長 兼農業委員会事務局長	市職員
11	なかにしのりこ 中西典子	四條畷市子ども未来部 子ども政策課長	市職員
12	きむらみのる 木村実	四條畷市教育委員会教育部 次長兼学校教育課長	市職員
13	やすだみゆき 安田美有希	四條畷市教育委員会教育部 生涯学習推進課長	市職員
14	かみもと 神本かおり	四條畷市教育委員会教育部 公民館長	市職員
事務局	むらかみはじめ 村上始	四條畷市教育委員会教育部生涯学習推進課 上席主幹	
事務局	いのうえりさこ 井上理紗子	四條畷市教育委員会教育部生涯学習推進課	

お わ り に

随分前のことになるが、パークヒルズ田原の造成工事で多量の「生駒石」が出た。多量に産出した転石を田原石と名付けて、田原石を使った「国際彫刻シンポジウム」が当地で開催され、国内外から多くの石の彫刻家が参加し大規模なものになった。市のアドバイザーとして参加した私も、後にグリーンホール田原のモニュメントなど一連の彫刻を制作した。

2001年の夏、デンマーク北部の町の国際木彫シンポジウムに招待されて参加した。昔の王様が、木製の戦艦を建造するための大量の木材を調達するために、結婚する若者にホワイトオークと松を植えさせるという一種の結婚税を課した。時は鉄鋼船の時代になり、成長した木材は北欧家具に姿を変えた。私が招かれた町でも、大径の巨大なホワイトオークが彫刻材として提供され、20カ国の彫刻家が腕を競った。

現在、パークヒルズ田原では公園や疎水のほとり、成長した街路樹と共に数多くの石の彫刻が街の景観をきわめて個性的で美しいものにしている。一方、戦争のために育てられた木材は時を経て北欧家具デザインとして世界をリードした。

まさに、文化は土地に根ざしたものであり、土地を愛しそこで生きることが文化なのだと思い知らされる。

「本当に大切なものは目に見えない」し気づかない。近くにありながら見えていなくて気づかない宝物が、この四條畷の土地にはまだまだたくさんありそうである。その宝物を発掘するための指針とも言えるものが、今回の「第3次四條畷市文化芸術振興計画」ではないだろうか。第2次から大幅に整理され、また非常に格調高いものになっている。担当された市職員の皆様のご努力、意見聴取会の皆さまのご協力に心から敬意を表したい。

2022年3月

四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会 会長 金井良輔

第3次四條畷市文化芸術振興計画

潤いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくりをめざして

令和4年3月

<編集・発行>

四條畷市教育委員会（教育部生涯学習推進課）

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL:072-877-2121(代表)0734-71-0330(代表)

FAX:072-877-8300

E-mail:syakaikyoku@city.shijonawate.lg.jp

ホームページ:<http://www.city.shijonawate.lg.jp/>